



射水市議会議員 澤村 理 (社民党) 議会活動報告

# 沢村おさむ通信

豊饒の射水

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

本年が皆様にとって幸多き一年となることをお祈り申し上げます。

昨年11月の市議会議員選挙は無投票に終わりましたが、皆様の負託に応えるべく、新たに与えていただきました4年間の任期も全力を尽くしてまいりますので、変わらぬご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

さて、昨年12月7日から22日までの間、改選後初めての定例会が開催されました。その中で、私が行いました質問の概要をご報告いたします。

## 問

### 子育て支援策について

#### ①今後の具体的な重点施策について

本市はこれまで、「子育てするなら射水市で」のスローガンのもと、子育て支援のトップランナーを標榜し、中学生までの医療費助成や第3子以降の保育料の無料化などに取り組んできた。しかしながら、少子高齢社会のさらなる進展を受け、県内の他の自治体も同様に子育て支援策を充実させてきており、今やほぼ横並び状態になっているものと思われる。

市長は、「子育てがもっと楽しくなるまち射水」という新たなステージにおいて、将来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、切れ目なく子育てを支援していくと所信を表明した。経済的な支援については限界があると思われるが、「射水市」が、特に子育て世代に選ばれるまちとするために、今後どのような施策を打ち立てようとしているのか、具体的な方針を問う。

#### ②認可保育園を補完する態勢の整備について

市民や事業所の皆さんの中には、行政だけに「子育て支援」を任せてはられないという意気込みを持ち、何か応援できることはないだろうかと考えている方

も少なからず存在するのではないか。そういった方々を発掘し、手をつないでいくことが求められているのではないか。志ある方々が子育て支援に参画する制度としては、地域型保育事業というものがあるが、認可保育園を補完していくものとして、この制度の周知を図り、開業意欲のある方々に門戸を開いていくことが求められていると考えるが、当局の見解を問う。

## 答

①本市の子育て支援施策については、紹介のあった他にも、子ども子育て総合支援センターの設置をはじめとして、妊娠・出産・子育て期にわたるまで、幅広い分野できめ細かい支援を行ってきたところである。

また、新たな取組としては、今年度、いわゆる「子どもの貧困対策」についても重点施策のひとつとして捉え、子育て家庭における現状を把握した上で、より効果的な支援施策を展開できるよう検討を進めている。

今後は、これまで積極的に取り組んできた子育て支援サービスの質を、一層高



めながら、子育ての不安を安心や喜びに変えてもらうための施策を展開していきたい。

また、施策の展開に際しては、支援を必要とする子育て家庭に寄り添い、必要なサービスを適切に利用していただけるよう、相談及び支援体制を確立していきたいと考えており、引き続き、本市が掲げる「子育てがもっと楽しくなるまち射水」という新たなステージにおいて、効果的な子育て支援施策に取り組んでいきたい。

②本市では、認可保育園を補完する制度として、ファミリーサポートセンター事業を実施している。この事業は、子育てを応援したい方と子育てを応援してほしい方が会員登録し、保育園への送迎や学

校の放課後の預かりなど、相互援助により地域の子育てをサポートする事業で、センターの設置・運営については、社会福祉協議会に委託している。

また、市内の10箇所の保育園等において、都合により家庭で保育できない場合、未就学児を対象とした一時預かり保育を行っている。

なお、地域型保育事業としては、①小規模保育事業、②家庭的保育事業、③事業所内保育事業、④居宅訪問型保育事業の4つの事業を実施できる制度を設けている。地域型保育事業の実施を希望する事業者には、積極的な制度の利用を期待しているところであり、引き続き、制度の周知に努め、相談があれば本市の認可基準等に照らして支援していきたい。

## 問

### 教育施策について

これまで「学ぶなら射水市で」というスローガンのもと、特色のある教育施策を取り組んできた。その中で、「イングリッシュキャンプ」を3年間実施してきたが、この事業の実績と成果、あるいは今後の方針について問う。

また、初めての取組として今年度「いみず鳳雛きらめき塾」を実施したところだが、その内容と参加者の感想、来年度以降の方針について問う。加えて「学びがもっと楽しくなるまち射水」という新たなスローガンのもと、来年度以降、新規の教育施策を計画されているのか、問う。

## 答

イングリッシュキャンプは、市内の小中学生が外国語指導助手（ALT）等と英会話によるコミュニケーションを中心に、ゲームや対話型活動を通じて英語への親しみと国際理解を深めることを目的に2015年度から実施してきた。2015年度、2016年度の2か年は、1泊2日で実施したが、今年度はより多くの児童生徒の参加を募るため、日帰り

によるイングリッシュ体験活動として実施した。この3か年で百名が参加しており、参加者からは、英語が楽しくなった、苦手意識が和らいだなどの声があり、一定の成果があったと理解している。

教育委員会では、新学習指導要領全面実施に基づき、2020年度から小学校において英語の教科化等が実施されることから、その移行期間である2018年度からの2か年においては、小学校における外国語教育の基盤づくりをより一層充実したいと考えている。今後は、イングリッシュキャンプでの活動を学校教育の中で発展・組み込むこととし、児童が英語の学習に対して苦手意識をもつことなく、英語を学ぶ楽しさを体感しながら、英語によるコミュニケーション能力を高めていく機会を小学校全体に広げていきたいと考えている。このことから、小学校3・4年生へ外国語指導員の配置、5・6年生にはALTの新たな配置による外国語教育の一層の充実に向けていくことを検討するとともに、教員の活動の充実に向けていきたい。

「いみず鳳雛きらめき塾」は、中学生を対象に本市の教育理念である「豊かな人間性と創造性を備え、たくましい人材の育成、射水市を担い、様々な分野で活躍できる人づくり」の考えのもと、多くの方々のご理解とご協力をいただき本年度初めて実施した。その事業内容は、市内の中学生6人が、去る10月及び11月の3日間、東京都内や市内において、本市にゆかりがあり、各界の第一線で活躍しておられる方々との懇談や社長業の体験として社内会議に参加するなどの体験をしたものである。

先日開催した事業報告会において参加した中学生からは、夢を追いかけることの大切さを学び、将来に向けた視野が広がったなど参加して良かったとの報告があり、将来の夢や目標の糧になったもの

と考えている。なお、今回参加できなかった中学生への還元方法として、事業の報告書や写真・動画により事業内容を伝えていくこととしている。

来年度以降の方針として、子供たちの未来を応援するため、関係各位のご理解とご協力を得ながら、本事業を実施したいと考えており、事業内容については、今年度の実績を鑑みながら、今後検討していきたい。なお、今年度は日程の関係上、対象校が限られたが、来年度は全中学校が参加できる時期に実施したいと考えている。

最後に、来年度以降の新規教育施策として、子どもの運動習慣や体力向上などの事業を検討しており、今後とも、学びがもっと楽しくなる施策を展開していきたいと考えている。

## 問

### 臨時・非常勤職員の処遇について

全国の自治体で働く臨時・非常勤職員の総数は短時間勤務も併せれば約70万人にも上ると言われており、行革の進行の陰で、今や自治体になくはならない存在であると言える。本市における全体の人数や正規職員に対する割合や職種別の状況を問う。

また、本年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が成立したところだが、これにより、大多数の臨時・非常勤職員が「会計年度任用職員」として位置づけられるとのことである。官製ワーキングプアなどと揶揄される状況でもあるが、今回の法改正を受けて、どのようなスタンスで臨もうとしているのか、改正の趣旨である雇用の継続と同一労働同一賃金を基本として制度設計がなされるべきと考えるが、当局の見解を問う。

## 答

本市における臨時・非常勤職員は、今年度当初で462名であり、様々な部門に配置されている。臨

時・非常勤職員には、短時間勤務の職員も含まれ、職責や職務内容も正規職員と異なるが、正規職員948名を含めた全職員数に占める割合は、32.8%である。

職種別では、保育園の保育士や保育補助者などで144名、小中学校の学習サポーター、学校司書、用務員などで87名、市民病院の看護師や看護補助者などで87名と、子育て、教育、病院の部門で臨時・非常勤職員が多い状況にある。その他、事務を補完するために事務補助者を全庁的に配置している。

今般の改正により地方公務員の臨時・非常勤職員について、適正な任用・勤務条件の確保と給付制度の明確化が図られた。その内容は、現行制度における特別職非常勤職員及び臨時的任用職員を、新たに制度化された会計年度任用職員へ移行するものであり、本市の臨時・非常勤職員についても、そのほとんどが会計年度任用職員へ移行することになる。

会計年度任用職員については、一般職と同様の服務規定が適用されることや、

給付についても職務内容や責任、職務遂行に必要な知識や技術等を考慮して定めるべきものとされており、本市にお

いても改正法の趣旨に基づき、適切に対応していく。

## 問

### 国民健康保険の県単位化について

来年度の本市国民健康保険会計の歳入は、財政調整基金を繰り入れて収支均衡を図るとしているが、再来年度以降はどのように見込んでいるのか。

また、来年度の県への納付金については、激減緩和措置がなされ、それが2023年度まで継続されるとのことだが、財源は担保されているのか。

## 答

来年度からの国民健康保険の県単位化後は、財政運営の仕組みが変わり、県は市町村から納付金を徴収し、保険給付費に充てることとなる。納付金は、市町村が徴収した保険税に、市に入る公費や法定繰入金を加えて、県へ納付するものである。本市の国保財政においては、2015年度と2016年度は、収支の均衡を図るため財政調整基金からの繰入れを行っている。県から示された試算結果によると、本市の来年度の納付金は、2016年度に県単位化したと仮定した場合の納付金と比べて、1.9%の増を見込んでおり、財源の不足分については、財政調整基金からの繰入れを予定している。本市においては、一人当たりの医療費が年々伸びており、再来年度以降は、財政調整基金からの繰入れに依存しないでも収支の均衡が図れるよう、保健事業を積極的に実施するなど、医療費適正化を図る方策や、保険税のあり方について抜本的な見直しも視野に入れて検討していきたい。

また、県単位化に伴う納付金の仕組みの導入などにより、被保険者の保険税負担が急激に増えないよう、国及び県においては激減緩和措置を講ずることとしている。激減緩和措置については、国の財政調整交付金及び富山県繰入金を財源と

して、2023年度までの6年間は、2016年度の決算額と比較して実施される。来年度において、富山県では、国の財政調整交付金約1億7,600万円と県の繰入金約3億円をあわせて4億7,600万円が激減緩和措置に充てられる。再来年度以降も国・県において、財源が確保され、激減緩和措置が講じられることとなっている。



議場の新たな自席にて

## ご意見をお聞かせください！



沢村おさむの自宅：〒934-0054 射水市神楽町55  
(市民病院のすぐ近くです。)

TEL0766-84-0655/FAX0766-84-0695

E-Mail : o\_sawamura@po9.canet.ne.jp

沢村おさむへのご意見・ご要望・激励  
をお待ちしています。



インターネットで一般質問&予算特別委員会の録画がご覧になれます！